

軽金属女性未来賞規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人軽金属学会（以下、「本学会」という）の軽金属女性未来賞（以下、「本賞」という）について規定する。

(授賞対象)

第2条 本賞は、軽金属分野において学術研究または技術開発に顕著な功績を挙げ、将来の活躍が期待される女性研究者または女性技術者に贈る。

2. 受賞者は、受賞の年の4月1日現在、45歳以下とする。ただし、出産、育児により研究を中断するなどの事情がある場合は年齢制限を47歳以下に緩和することができる。
3. 過去に本賞を受けた者は対象としない。

(授与)

第3条 本賞を証するものとして、本学会から賞状を授与する。

(募集)

第4条 候補者は、本学会誌「軽金属」の会告および本学会のホームページにより公募する。

2. 本学会の正会員および学生会員は、正会員、名誉会員または永年会員の推薦によるか、または自薦により応募することができる。
3. 本学会の非会員は、正会員、名誉会員または永年会員の推薦により応募することができる。自薦は認めない。
4. 推薦者または応募者は、所定の「軽金属女性未来賞候補者推薦（応募）書」により、指定された期日までに会長宛に推薦（応募）する。

(選考)

第5条 本賞は次によって決定された者に贈る。

- (1) 受賞候補者の選考は、軽金属躍進賞・奨励賞・女性未来賞選考委員会において行う。
 - (2) 理事会は、前号の選考委員会により選考された受賞候補者を審議し、その年度の受賞者を決定する。
2. 受賞者は原則として毎年1名とする。
 3. 理事会が受賞該当者なしとした場合は、その年度の授賞は行わない。

(授賞時期)

第6条 本賞の授賞は毎年、秋期大会開催の機会に行う。

(細則)

第7条 本規程施行に必要な運営細則は別に定める。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は理事会の決議による。

附 則

1. 本規程は平成 21 年 2 月 26 日より施行する。
2. 本規程は、一般社団法人としての第6回理事会（平成 24 年 1 月 30 日）において改定した。
3. 第5 1 回理事会（平成 30 年 1 月 31 日）において、第2条第2項に年齢制限緩和を追加した。